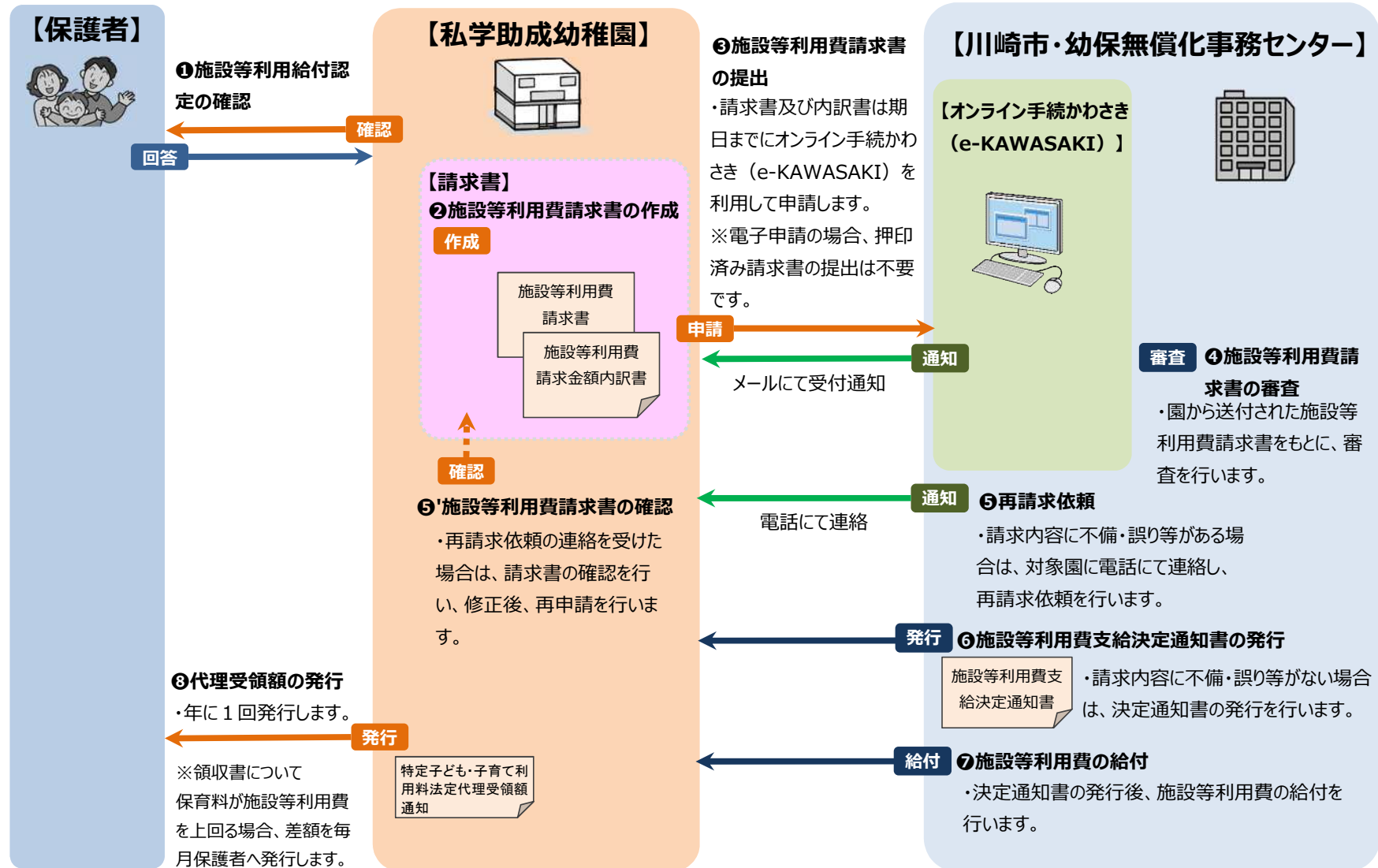


電子申請システムを利用した施設等利用費（保育料）法定代理受領の手続きの流れ



② 他市区町村の園児の施設等利用給付費は、各市区町村にお問い合わせください。

③ 施設等利用費の給付を受けた場合、施設等利用給付認定子どもの保護者に対して『代理受領額通知書』を年に1回発行します。

保育料等を徴収した際に「保育料から施設等利用給付費を引いた差額」と「その他日用品代、文房具代、行事参加費（遠足代、体操教室代、英語教室代等）、食材費、通園送迎費、制服代、絵本代等の合計」をそれぞれ記入した『領収書』を毎月保護者に渡します。